

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律に係る処分基準の制定について

標記のことについては、意見公募手続を実施せずに制定したので、県政に係る意見提出手続（県政パブリック・コメント手続）実施要綱第7の3の規定に基づき、下記の事項を公表します。

記

1 パブリック・コメントを実施しなかった理由

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和7年法律第75号。以下「金属盗対策法」という。）に係る処分基準の制定については、同法の制定に伴い当然必要とされる規定の整理であるため、行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第4項第8号の規定に準じて、意見公募手続を実施しませんでした。

2 処分基準の概要

金属盗対策法が制定されたことに伴い、特定金属くず買受業者に対する指示に係る処分基準及び特定金属くず買受業の停止命令に係る処分基準を制定するものです。

3 施行日

令和8年6月1日

【問い合わせ先】

熊本県警察本部生活環境課

許可等事務担当室

電話 096-381-0110（内線：3183）